附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第二条第二項の改正規定（「八千二百円」を「八千四百五十円」に、「七千八百円」を「八千五十円」に改める部分に限る。）及び附則第三項の規定は、同年七月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の規定は、この政令の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第四十七条第一項第一号若しくは第二号又は第二項の規定により参考人又は鑑定人が命ぜられた出頭又は鑑定に係る旅費及び手当について適用し、施行日前にこれらの規定により参考人又は鑑定人が命ぜられた出頭又は鑑定に係る旅費及び手当については、なお従前の例による。

3　この政令（附則第一項ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正後の第三条第二項の規定による日当の支給の基礎とされる同項の旅行に必要な日数で、附則第一項ただし書に規定する規定の施行前の日に対応するものに係る日当については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　石破　茂

金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月二十八日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第百号

金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第三十二号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、令和七年五月一日とする。

内閣総理大臣　石破　茂
総務大臣　村上誠一郎
法務大臣　鈴木　馨祐
財務大臣　加藤　勝信
厚生労働大臣　福岡　資麿
農林水産大臣　江藤　拓
経済産業大臣　武藤　容治

金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月二十八日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第百一号

金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第三十二号）の施行に伴い、並びに同法附則第十条第二項及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（金融商品取引法施行令の一部改正）

第一条　金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章の五　金融商品取引業協会（第十八条の四の十四―第十八条の四の十六）」を「第四章の五　投資運用関係業務受託業者（第十八条の四の十四・第十八条の四の十五）　金融商品取引業協会（第十八条の四の十六―第十八条の四の十八）」に、「第四章の六」を「第四章の七」に改める。

第一条の四第一号ハ(1)中「第十五条の十の六第一号」を「第十五条の十の八第一号」に改める。

第十五条の四中「第三号」を「第三号ロ」に改める。

第十五条の四の三を第十五条の四の四とし、第十五条の四の二を第十五条の四の三とし、第十五条の四の次に次の一条を加える。

（登録申請者と密接な関係を有する者の範囲）

第十五条の四の二　法第二十九条の二第一項第五号の二に規定する政令で定める者は、金融商品取引業者（有価証券等管理業務（法第二十八条第五項に規定する有価証券等管理業務をいう。第十六条の十及び第十八条の二において同じ。）を行う者に限る。）、銀行その他の内閣府令で定める者以外の者であつて、次に掲げる者とする。

一　当該登録申請者の役員（法第二十九条の二第一項第三号に規定する役員をいい、役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。第十六条の十第二号及び第十八条の二第二号において同じ。）又は使用人

二　当該登録申請者の親法人等（法第三十一条の四第三項に規定する親法人等をいう。以下同じ。）又は子法人等（同条第四項に規定する子法人等をいう。以下同じ。）

三　当該登録申請者の特定個人株主（総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する個人をいう。以下同じ。）（第一号に掲げる者を除く。）

四　前三号に掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者

第十五条の七第一項第三号中「同じ。）」の下に「及び非上場有価証券特例仲介等業務（法第二十九条の四の四第八項に規定する非上場有価証券特例仲介等業務をいう。以下同じ。）」を加え、同項第四号中「第一号から第二号の二まで」を「前各号」に改め、「五千万円」の下に「（その行おうとする投資運用業に関して、顧客から金銭又は有価証券の預託を受けず、かつ、第十五条の四の二に規定する者に顧客の金銭又は有価証券を預託させない場合には、千万円）」を加え、同項第六号中「第一種少額電子募集取扱業務」の下に「又は非上場有価証券特例仲介等業務」を加え、「第一号から第四号まで」を「前各号」に改め、同項第七号中「第一号から第四号まで」を「前各号」に改める。

第十五条の十の十を第十五条の十の十二とし、第十五条の十の四から第十五条の十の九までを二条ずつ繰り下げ、第十五条の十の三の次に次の二条を加える。

（非上場有価証券特例仲介等業務の対象から除かれる有価証券）

第十五条の十の四　法第二十九条の四の四第八項第一号に規定する政令で定める有価証券は、店頭売買有価証券とする。

（非上場有価証券特例仲介等業務における預託の期間）

第十五条の十の五　法第二十九条の四の四第八項第二号に規定する政令で定める期間は、顧客から金銭の預託を受けた日の翌日から一週間とする。

第十五条の十六第一項第四号中「総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する個人（以下「特定個人株主」という。）」を「特定個人株主」に改める。